

# 多摩市地域福祉計画

## (令和5年度～令和10年度)

素案

2022(令和4)年11月時点

多摩市

(白地)

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
第1節 計画策定の趣旨 .....	1
第2節 地域福祉について .....	2
第3節 地域共生社会について.....	3
第4節 近年の地域福祉に関する動向.....	4
第5節 計画の位置づけ .....	10
第6節 地域福祉活動計画との連携.....	11
第7節 計画の期間.....	12
第8節 計画の策定体制 .....	13
<b>第2章 健幸都市の実現に向けて</b> .....	14
第1節 健幸の実現について .....	14
第2節 健幸まちづくりの特徴.....	15
<b>第3章 地域福祉に関する現状と課題</b> .....	22
第1節 統計データでみる地域福祉の状況.....	22
第2節 アンケート調査結果にみる地域福祉の状況.....	37
第3節 これまでの取組の状況.....	43
第4節 多摩市地域福祉計画推進市民委員会における意見 .....	45
第5節 アンケートや多摩市地域福祉計画推進市民委員会を踏まえた現状と課題.....	47
<b>第4章 計画の基本的な考え方</b> .....	50
第1節 基本理念.....	50
第2節 基本施策.....	53
第3節 施策の体系.....	56
第4節 地域福祉計画における重点事項 .....	58
第5節 地域福祉の圏域について.....	59
<b>第5章 施策の展開</b> .....	61
基本施策1 地域への関心を高める.....	62
基本施策2 子どもから大人まで地域ぐるみで「健幸」をめざす.....	68
基本施策3 地域の包括的なネットワークを充実する.....	73
基本施策4 地域で課題に向き合い・寄りそう.....	77
基本施策5 困難を抱える当事者や家族を見守り・支える .....	84
基本施策6 多様な支援を推進する.....	89

<b>第6章 計画の推進</b> .....	101
<b>関連資料</b> .....	102
1 策定経過.....	102
2 多摩市地域福祉計画推進市民委員会.....	103
3 多摩市地域福祉計画庁内委員会.....	105
4 用語説明.....	107

※本計画における「害」の字における表記のルール

1. 「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、「ひと」を直接的に形容するような場合は、「害」を「がい」と表記するか、あるいは可能な場合には他の言葉で表現します。
2. 国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく、制度や施設名、あるいは法人、団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。



---

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 第1節 計画策定の趣旨

- 今日、少子高齢化や単身世帯の増加、プライバシーの意識の高まり、ライフスタイルの多様化等の社会変化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢の変化を背景に、人と人とのつながりが希薄化し、地域で支え合う機能の低下が進んでいます。
- また、社会的に孤立する中で、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず、適切な支援に結びつかずに課題が深刻化する状況が見られます。このため、地域における人と人とのつながりを再構築し、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい尊厳のある生活をおくることができる社会が求められます。
- さらに近年、8050問題から9060問題への移行、ダブルケア、ひきこもり、社会的孤立、孤立死等の複合化・複雑化する課題への対応が必要となっています。また、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援新制度など対象者別の支援のみでは解決が困難となるケースが増加しています。
- このように、制度・分野ごとの縦割りでは解決できない複合的な課題や制度の狭間などの課題への対応していくためには、「支え手」「受け手」という関係によることなく、誰もが生きがいと役割を持って地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指していくことが重要です。
- 国では、2017（平成29）年に社会福祉法を改正し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るとともに、市町村は、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みることが出来る環境の整備と、生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備する事などが努力義務化されました。そして、2021（令和3）年の社会福祉法改正では、重層的支援体制整備事業が創設されています。
- 多摩市においても、2019（令和元）年度に第五次総合計画第3期基本計画を策定し、健康まちづくりのさらなる推進を基盤に、地域における複雑化・多様化した課題の解決のため、市民自らが地域課題の共有、課題に取り組む市民自治によるまちづくりを推進しています。
- 本計画は、こうした近年の地域福祉や社会情勢を取り巻く状況の変化に対応するため、今後6年間における多摩市の地域福祉の方向性を定め、地域福祉のより一層の充実を図ることを目的として策定しました。

## 第2節 地域福祉について

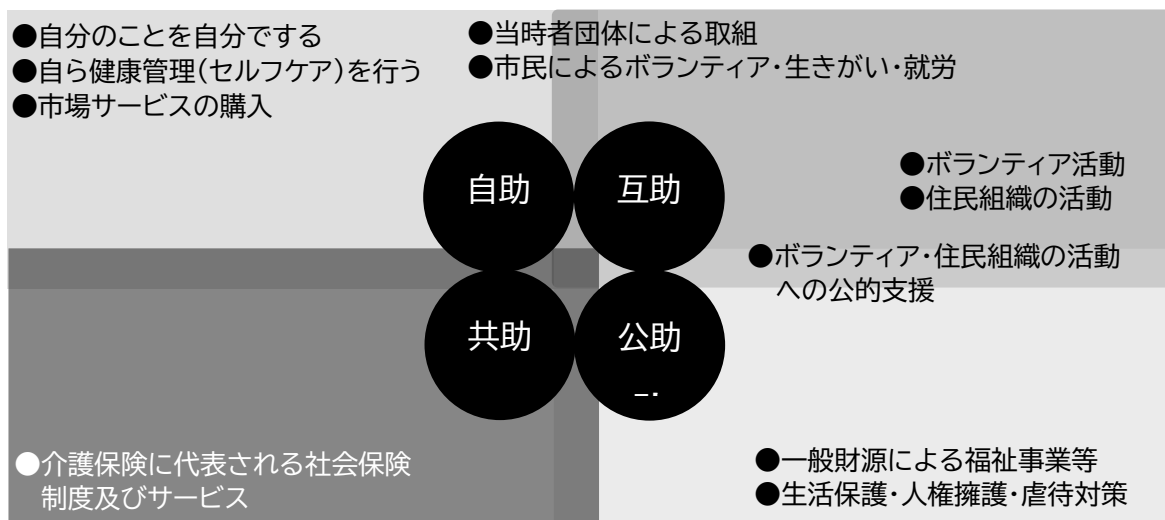
○人は誰でも、ライフステージを通じて、しばしば一人では解決が難しい何らかの課題や生きづらさを抱えることがあります。医療や介護、その他様々な福祉制度などが、生涯における多様な困難を低減する仕組みとして存在しますが、多様化・複雑化する課題に対し、対象者別の制度の支援のみでは全ての解決は難しく、制度の狭間で課題を抱えこんでしまうケースもあります。

○地域福祉とは、誰もが、住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳のある生活を送れるよう、行政や福祉関係者、市民等が互いに協力して「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。また、地域福祉では、高齢者、障がい者、子どもなどを縦割りですとらえるのではなく横断的に支援する必要があります。さらには、生活困窮者やダブルケア、ひきこもり等、複合的な課題も視野に入れた包括的な支え合いのあり方を考えていくものです。

○市民、福祉関係者、多摩市社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たすとともに、自分のことを自分でする「自助」、住民組織の活動など自発的に相互に支え合う「互助」、社会保険制度など費用負担の制度的な裏付けをもとに相互に支え合う「共助」、税による公の負担に基づく「公助」を重層的に組み合わせ、全ての人々を社会的孤立・排除等から援護し、地域社会の一員として包み支え合う、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の理念に基づき地域福祉を推進する必要があります。

○これからの地域福祉では、地域共生社会の実現に向け、誰もが「我が事」として参加し、地域「丸ごと」つながることで、「支え手」「受け手」の関係が地域の様々な場面において、自然な形で相互に表れる地域を創っていくことが求められます。

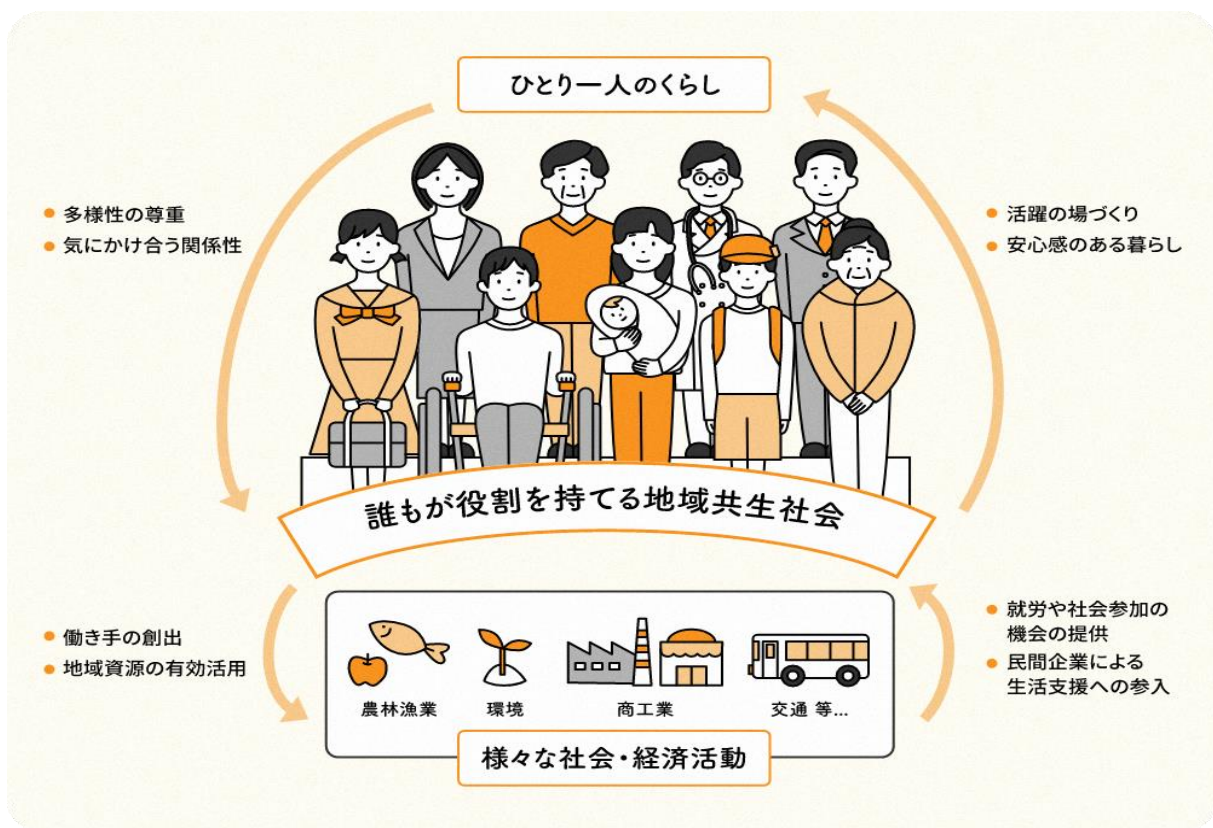
### ■助け合いの基盤となる「自助」「互助」「共助」「公助」



### 第3節 地域共生社会について

地域コミュニケーションの希薄化などに加え、社会的孤立等、制度の狭間の問題などが顕在化しています。地域を取り巻く状況が一層多様化、複雑化する中、将来に向けて健康で幸せを感じる住み良いまちづくりを進めていくためには、市民同士の助け合いや市民と行政との協働などをさらに推進していくことが重要です。

こうした取り組みを進めるとともに、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の構築を図ります。



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより



## 第4節 近年の地域福祉に関する動向

### 1 国・多摩市の動向

#### 「生活困窮者自立支援法」施行【2015(平成27)年4月】

○生活に困りごとや不安を抱えている方など生活保護に至る前の生活困窮者の自立相談支援事業などを実施し、自立の促進を図ります。また、生活保護から復帰した人が再び生活保護受給者とならないよう支援を図ります。多摩市においても、自立相談支援事業や就労準備支援事業、住居確保給付金の支給のほか、子どもに対しては、子どもの学習支援事業として、学習支援や保護者への進学助言等を行っています。

#### 「社会福祉法」一部改正【2016(平成28)年3月】

○社会福祉法人制度改革の中で、事業運営の透明性の向上に関する事項が規定されるとともに、これまで以上に法人の地域における公益的な取組を行う責務が明確化されるなど、地域生活課題への積極的関与が促されています。多摩市では、多摩市社会福祉協議会によって、地域での支え合いの仕組みづくりに向けて「地域福祉推進委員会」や「ふれあいいききサロン」、「たすけあい有償活動」などが展開されています。

#### 「自殺対策基本法」改正【2016(平成28)年4月】

○改正自殺対策基本法では、都道府県・市町村に地域自殺対策計画の策定義務化、自殺総合対策推進センターの設置による地域の自殺対策の支援機能強化などが定められました。これに基づき、多摩市でも2019(平成31)年3月に「いのちとこころのサポートプラン」(多摩市自殺対策推進計画)を策定し、より多摩市の実態に沿った自殺対策を推進しています。

#### 「成年後見制度利用促進法」施行【2016(平成28)年5月】

○成年後見制度は、認知症、知的障害その他精神上の障害等があることによって、財産の管理や日常生活に支障がある人たちを支援する制度です。成年後見制度利用促進法は、成年後見制度の利用促進に関する総合的・計画的な推進を図るため、2016年5月に施行されました。多摩市では、2020(令和2)年3月、調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市の5市で構成する、共通する課題に広域的に取り組む中核機関としての「一般社団法人多摩南部成年後見センター」と、身近な地域の相談支援を行う中核機関としての「多摩市社会福祉協議会権利擁護センター」等に機能を分散して、成年後見制度の利用促進を推進していくため、5市共通の計画として「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市 成年後見制度利用促進基本計画」を策定するとともに、市の実情に応じた計画として、「多摩市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。多摩南部成年後見センターと市のそれぞれの役割を組み合わせ、利用者がより良いメリットを実感できるよう、成年後見制度の利用促進を図っています。

## 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 【2016(平成 28)年12月】

○就労支援、住居確保等の適切な支援を通じて、犯罪をした人の社会からの孤立を防ぎ、社会復帰を目指します。国では、2017(平成 29) 12 月に、再犯防止推進計画が閣議決定されています。多摩市では、2020(令和 2) 年度に策定した「再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城 3 市共通理念」を基に、「多摩市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等の孤立を防ぎ、地域社会の一員として社会復帰できる「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

## 「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」の決定

【2017(平成 29)年2月】

○制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会としての「地域共生社会」の実現を目指すことを、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において決定しています。多摩市では、2019(令和元)年 10 月に、高齢者と障がい者・児が共に活動する共生型サービス施設の先導的取り組みとして多摩市西永山福祉施設を開設するなどしています。地域共生社会の実現に向けた、具体的な取り組みを始めています。

## 「社会福祉法」一部改正 【2017(平成 29)年4月】

○「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念実現に向けて、市町村が取り組むべき、生活課題に関する包括的支援体制の整備や分野共通で取り組む項目などが記載されています。多摩市では、多摩市版地域包括ケアシステムの理念のもと、誰もが日常生活上の不安や悩み事、課題などを安心して相談し、支援を受けられる相談支援体制の構築を図っています。

## 「住宅セーフティネット法」施行 【2017(平成 29)年10月】

○増加する民間の空き家・空き室を活用した、新たな住宅セーフティネットの仕組みづくりを行う法律(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)です。住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が空き家等を登録することで、今後 10 年間で 100 万人の増加が見込まれる高齢単身者等の住宅の供給促進を図ることとしています。多摩市でも、今後の空き家等の増加を念頭に、発生予防、適切な管理、利活用の促進など、必要な取り組みの検討を進めています。

## 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ【2019(令和元)年 12 月】

○包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について公表しています。

## 改正「児童虐待防止法」「児童福祉法」施行【2020(令和2)年4月】

○改正法では、「体罰の禁止」の明記や、児童相談所（児相）の機能強化、児相と配偶者暴力支援センターの連携強化などを規定しています。多摩市では、2004（平成 16）年から子ども家庭支援センター事業を実施しており、虐待のリスクがある家庭をいち早く把握し、深刻な被害を招かないためにも、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待の防止と早期発見に努めるとともに、市民への啓発も積極的に進めています。

## 「改正社会福祉法」施行【2021(令和3)年4月】

○社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、従来型の支援と新たなニーズとのギャップを埋めることを目指しています。多摩市では、2024（令和6）年度より、重層的支援体制整備事業の開始を予定しており、包括的な相談とアウトリーチによる支援体制の構築を推進します。

### ■国・多摩市の動向

年月	国の動向	多摩市の取組
2015 (H27)4	「生活困窮者自立支援法」施行	自立相談支援事業や住居確保給付金の支給、子どもの学習支援や保護者への進学助言等を実施。
2016 (H28)3	「社会福祉法」一部改正	多摩市社会福祉協議会によって、地域での支え合いの仕組みづくりに向けた「たすけあい有償活動」などを展開。
2016 (H28)4	「自殺対策基本法」改正	2019(平成31)年3月、「いのちとこころのサポートプラン」(多摩市自殺対策推進計画)を策定し、より多摩市の実態に沿った自殺対策を推進。
2016 (H28)5	「成年後見制度利用促進法」施行	2020(令和2)年3月、共通する課題に広域的に取り組む中核機関としての「一般社団法人多摩南部成年後見センター」と身近な相談支援を行う中核機関としての「多摩市社会福祉協議会権利擁護センター」等に機能を分担して、成年後見制度の利用促進を推進していくため、「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市 成年後見制度利用促進基本計画」を5市共通の計画として策定するとともに、市の実情に応じた計画として、「多摩市成年後見制度利用促進基本計画」を策定。成年後見制度の利用促進を図る。
2016 (H28)12	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	2020(令和2)年度に策定した「再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念」を基に、2021(令和3)年12月、「多摩市再犯防止推進計画」を策定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指している。
2017 (H29)2	「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」の決定	2019(令和元)年 10 月に、高齢者と障がい者・児が共に活動する共生型サービス施設の先導的取り組みとして多摩市西永山福祉施設を開設。
2017 (H29)4	「社会福祉法」一部改正	多摩市版地域包括ケアシステムの理念のもと、誰もが日常生活上の不安や悩み事、課題などを安心して相談し、支援を受けられる相談支援体制の構築を図る。

2017 (H29)10	「住宅セーフティネット法」 施行	今後の空き家等の増加を念頭に、発生予防、適切な管理、 利活用の促進など、必要な取り組みの検討を進める。
2019 (R1)12	「地域共生社会に向けた包 括的支援と多様な参加・協 働の推進に関する検討会」 最終とりまとめ	※国において、最終とりまとめを受け、2020(令和2)年 6月に「改正社会福祉法」公布。それを受けた多摩市の 取り組みは、2021(令和3)年4月の記述参照。
2020 (R2)4	改正「児童虐待防止法」「児 童福祉法」施行	2004(平成16)年から子ども家庭支援センター事業を実 施し、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待の防 止と早期発見に努めている。
2021 (R3)4	「改正社会福祉法」施行	2024(令和6)年度より、重層的支援体制整備事業の開 始を予定しており、包括的な相談とアウトリーチによる支 援体制の構築を推進

## 2 新たな社会課題

### OSDGsの視点

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015（平成27）年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された、持続可能な開発のために達成すべき課題と目標で、2030（令和12）年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットで構成されています。

この目標達成に向けて、全世界のあらゆる関係者が力を結集することを呼びかけています。多摩市でも、「第五次多摩市総合計画・第3期基本計画」の中で、SDGsの達成に向けた取組を全市的に推進することが掲げられています。そこで、本計画を推進していくに当たり、特に地域福祉と強く関連する項目を基本施策ごとに整理し、意識的に取り組みます。



### ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大

2020（令和2）年以降、世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大したことにより、社会のシステムおよび経済活動に大きな変化が起きました。経済・雇用の不安定化、働き方の変化等、人々の生活にあらゆる影響を及ぼしています。このような変化の中において、高齢の方、障がいのある方、女性、子ども等、社会的に弱い立場にある方への影響が特に大きく、福祉的な支援が果たす役割も大きくなっています。

国、地方自治体、団体、企業等はそれぞれの立場に応じて支援を広げていくとともに、オンラインツールの活用や新たなつながりの構築など、新しい生活様式に対応した仕組みづくりが求められています。

## ○ヤングケアラーについて

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。大人が行うような家事や家族の世話などを日常的に行うことで、学業・就職・友人関係等に影響が起る可能性があります。

2021（令和3）年の「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」において、厚生労働省・文部科学省として今後取り組むべき施策として、早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上が重要であるとまとめられました。

## ○孤独・孤立対策

2021（令和3）年2月、社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するための企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、内閣官房に、孤独・孤立対策担当室が設置されました。孤独・孤立に関わる各事業の担当が各省庁に点在している中、政府一体となって孤独・孤立問題に取り組むことを目指すものです。

さらに、2021（令和3）年12月には孤独・孤立対策の重点計画が策定されました。

「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」「状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる」「見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との『つながり』を実感できる地域づくりを行う」「孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する」ことを基本方針とし、関係省庁、NPO等の関係団体の連携によって孤独・孤立対策を推進するための計画です。

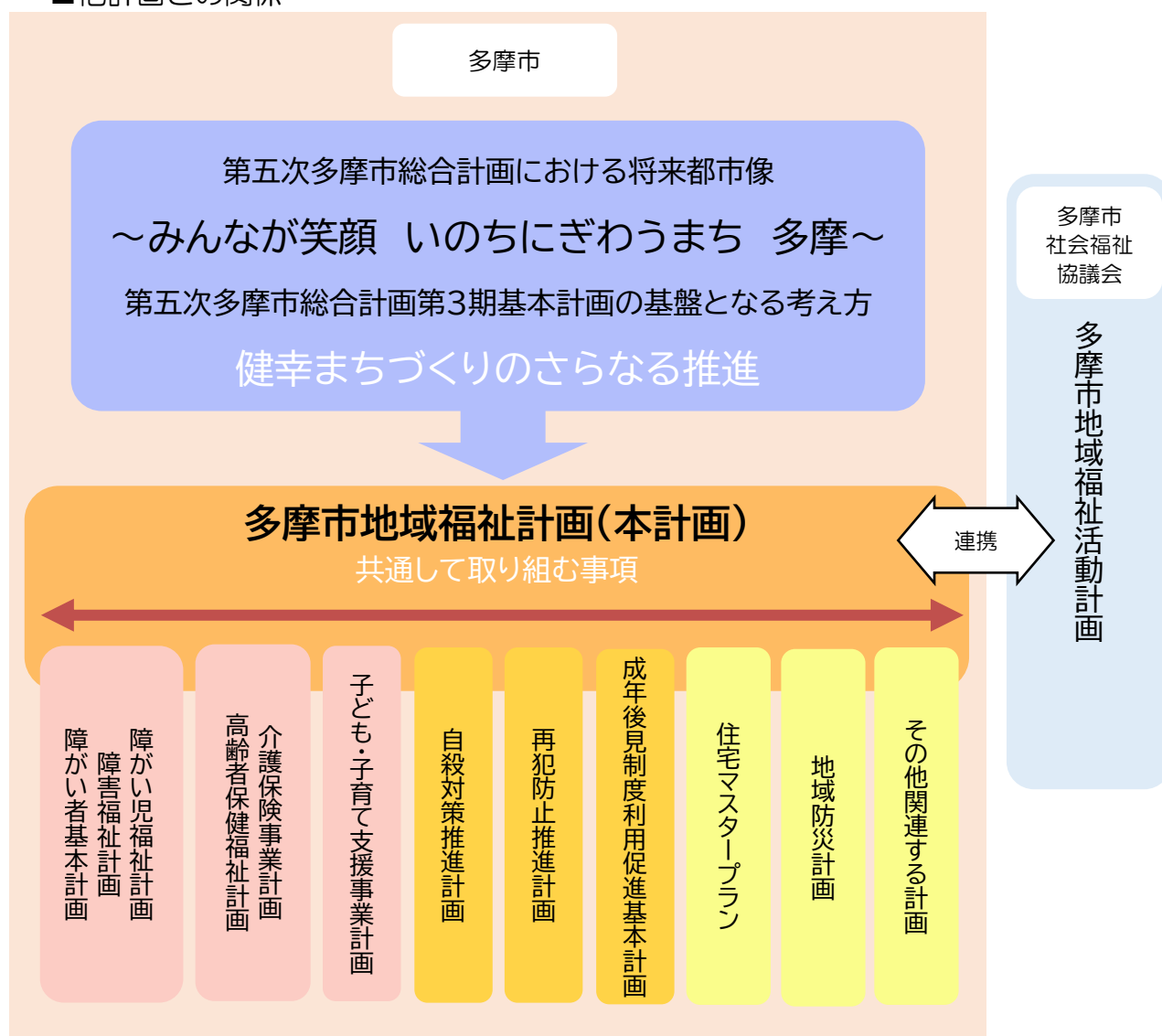
## 第5節 計画の位置づけ

○本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として策定しており、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進、地域生活課題の解決に向けた施策の設定や支援体制等の整備をしていくことを目的とする計画です。

○多摩市の最上位計画である「第五次多摩市総合計画・第3期基本計画」における将来都市像と、基盤となる「健幸まちづくりのさらなる推進」の考え方にもとづき、福祉分野や関連する諸計画の地域福祉に関する理念や方向性を横断的に示すとともに、SDGsの理念を取り入れ、計画を推進します。

○また、多摩市社会福祉協議会が中心となって策定する住民の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」と密接な連携を図ります。

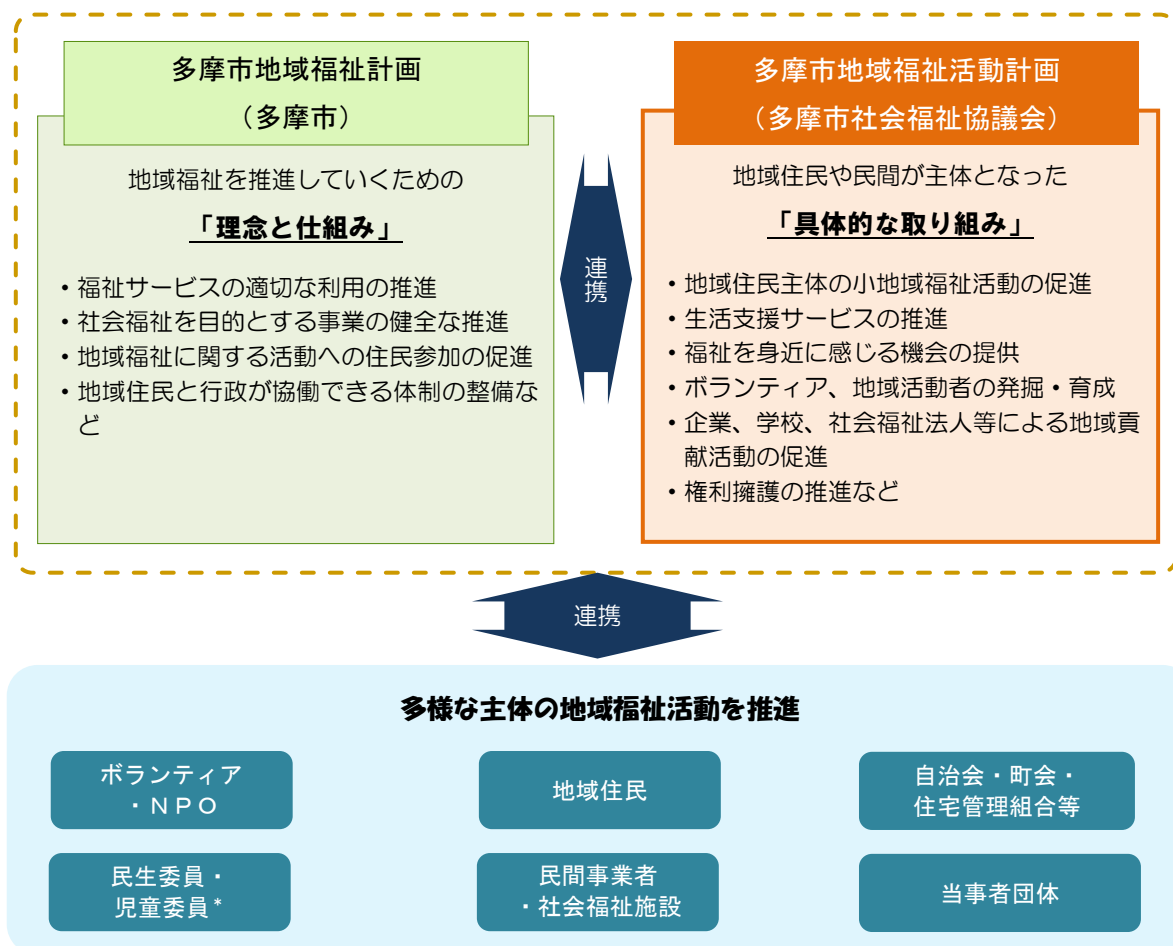
### ■他計画との関係



## 第6節 地域福祉活動計画との連携

- 多摩市が策定する「多摩市地域福祉計画」は、地域福祉を推進し、地域共生社会の実現に向けた「理念」と「仕組み」づくりに重点を置いた計画です。
- これに対して、多摩市社会福祉協議会が策定する「多摩市地域福祉活動計画」は、「多摩市地域福祉計画」との連携を図りながら、地域共生社会の実現に向けて地域のネットワークづくりや、住民の活動について、具体的な取り組みを市民の皆さんと考え、展開していく計画となります。
- 行政、多摩市社会福祉協議会、事業者や団体、市民が相互に協力しながら地域福祉を推進するために、「多摩市地域福祉計画」と「多摩市地域福祉活動計画」が共通の目標のもと、連携しながら取り組むこととしています。

### ■多摩市社会福祉協議会の計画との関係





## 第7節 計画の期間

本計画は、2023（令和5）年度を初年度とし、2028（令和10）年度までの6年間で計画期間とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

### ■ 計画の期間

（年度）

	～	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和 元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	～
総合計画		第五次計画						第六次計画						
地域福祉計画		第4次計画			見直し版		第5次計画(本計画)							
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画			第7期		第8期		第9期		第10期					
障がい者基本計画		(2018～2023年)						(2024～2029年)						
障害福祉計画			第5期		第6期		第7期		第8期					
子ども・子育て支援事業計画						(2020～2024年)				(2025～2029年)				
自殺対策推進計画					(2019～2023年)				(2024～2028年)					
再犯防止推進計画						(2021～2025年)								
調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画						(2020～2023年)								
地域福祉活動計画 (多摩市社会福祉協議会)		第4次計画			見直し版		第5次計画							

## 第8節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民参加の「多摩市地域福祉計画推進市民委員会」及び庁内組織の「多摩市地域福祉計画庁内委員会」における内容の審議・提案を踏まえ、最終的な内容の確定をしました。

また、当初から、同時期に多摩市社会福祉協議会において策定される第5次多摩市地域福祉活動計画との整合・連携を図りながら策定を行いました。

なお、市民、地域福祉活動団体、福祉サービス提供者を対象に実施した市民ニーズ調査や、パブリックコメントの実施等を通じ、広く市民や関係者等の意見を反映させた計画となるように努めました。

### ■計画の策定フロー

